

## 高齢者活躍みらいづくりの事業を支援します

高齢福祉介護課 ☎651-7789

高齢者が寄り合い、生きがいを高める活動を行う拠点となる「よりあいどころ」の整備・運営を支援します。

### 施設等の整備補助

#### 【対象者】

市内でよりあいどころの施設等を整備する法人または団体

#### 【対象経費】

拠点整備にかかる経費（施設または車両の修繕料もしくは整備に必要な工事請負費・備品購入費）

#### 【補助率・限度額】

補助率 1/2  
補助限度額 150万円  
補助下限額 20万円

### 運営補助

#### 【対象者】

市内でよりあいどころ（茶話会、サロン、教室等）を運営する法人または団体

#### 【対象経費】

拠点運営にかかる経費（人件費、報償費、光熱水費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、通信運搬費、保険料、手数料等）

#### 【補助率・限度額】

補助率 1/2  
1回の開催につき5,000円  
1週あたりの上限10,000円

※65歳以上の参加者が5人以上ある場合に対象となります。

### 《共通事項》

#### 【補助事業の実施期間】

交付決定日（平成31年3月31日）

#### 【募集期間】

4月16日（月）～5月1日（火）

#### 【事前相談】

4月3日（火）から事前相談を受け付けます。まずは電話で担当課まで。

#### 【その他】

○すでに実施している事業は対象外です。

○申請書の提出は直接担当課まで。

○交付対象者は5月開催予定の審査会で決定します。

○募集案内、申請書様式は担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは担当課または市ホームページをご覧ください。

## おまごひろをばいばいします

建築住宅課すまじ政策推進室 ☎651-9593

### ① 定住住宅の改修に助成します

取得した戸建ての中古住宅または実家を改修する場合、工事費の一部を助成します。

#### 【対象住宅】

○申請者および配偶者の3親等以内の親族が所有する住宅  
○平成28年4月1日以降に売買または賃貸借契約が成立した（する）中古住宅

#### 【対象者】

平成28年4月1日以降に市内の助成対象住宅に転入・転居した（する）45歳未満の人

#### 【対象工事】

平成31年2月末までに完了する30万円以上の工事（市内に事業所等を有する事業者等が施工する未着工の工事）

#### 【助成額】

工事経費の10%相当額（上限20万円）。※満18歳未満の子を扶養し同居する場合、または65歳以上の親族が同居する場合に、各工事費の3.5%（上限各40万円）を上乗せして助成します。

#### 【事前登録】

助成を希望する場合は事前登録が必要です。

4月2日（月）～4月13日（金）に指定の登録シートを担当課まで提出してください。

### ② 新築納税相当分を助成します

※登録シートは担当課にあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。  
※登録者多数の場合は4月18日（水）19時の抽選会で申請者を決定します。  
※事前登録の助成額が予算額に満たなかった場合、抽選会は行いません。予算額に達するまで随時先着順で申請を受け付けます。

#### 【集中受付期間】

4月16日（月）～7月31日（火）  
平成26年1月2日～平成29年1月1日に住宅を新築・取得した子育て世帯や新婚世帯を対象に、家屋の固定資産税相当分（平成29年度納税分）を助成します。

※①②いずれも、居住者全員の年間所得の合計額が1,200万円以下で、居住者全員が市税等を滞納していないことが条件です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

### 問合せ・申込先

建築住宅課（本庁舎2階）  
☎651-6533

## 小学校給食費補助の申請をお忘れなく

すこやか教育推進課 ☎651-8606

### 【補助金の流れ】

#### ●市立小学校の場合

学校給食費の実費分を市から直接学校給食会に補助金として交付するため、小学校に学校給食費を支払う必要がありません。

#### ●市立小学校以外の場合

小学校に支払った学校給食費分を、補助金として保護者に交付します。交付時期は平成31年4月以降となります。

### 【申請方法】

#### ●市立小学校の場合

4月9日（月）までに在籍する小学校に申請してください。

#### ●市立小学校以外の場合

1学期の学校給食開始日までに左記担当課に申請してください。ただし、在籍する小学校などで取りまとめられている場合は、学校ごとに決められた締切までに、各学校に申請してください。

※申請書などの様式は、各小学校で配布するほか、担当課にもあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

### 問合せ

すこやか教育推進課（本庁舎5階）  
☎651-8606



次代は補助の対象になりません  
○就学援助費・特別支援教育就学奨励費などを受給している（ただし、特別支援教育就学奨励費を受給し、学校給食費の自己負担がある場合を除く）  
○生活保護を受けている  
○在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない  
○学校給食費を滞納している

## 路線バスを利用しよう

都市計画課 ☎651-9592

### 路線バスの運行を支援しています

市では、誰もが住みやすいまちをめざして、生活に必要な路線バスなどを維持するための支援を行っています。平成29年度は、市・県あわせて

2億3千万円の補助（車両更新分を除く）を行いました。また、乗り降りしやすい低床バスへの車両更新を行うなどの利便性向上を図り、日常の買物や通学、観光などで延べ約39万人にご利用いただきました。

### 次世代へ路線バスを存続するために

低床バスの導入やお得な回数券の発行などによる利用促進、生活交通に配慮した路線見直しなどを行っています。が、利用者が減り続けると、次世代へ路線バスを存続すること自体が困難になります。

一人ひとりが、バスに乗る機会を増やすことで、経営改善につながり、利用者ニーズに合った路線を維持することができま。

高齢化が進むなかで、路線バスなどの公共交通は今後ますます重要な移動手段となりますので、皆さんのご理解とご協力、ご利用をお願いします。

平成29年度 市内路線バス等運行実績  
（平成28年10月～平成29年9月）

	路線バス	乗合タクシー
利用者数	389,013人	9,895人
運行収入	6,026万円	238万円
運行費用	2億9,542万円	1,457万円
運行欠損	2億3,516万円	1,219万円
県補助金	4,135万円	343万円
市補助金	1億9,381万円	876万円

※路線バスは市内17路線、乗合タクシーは市内4地区の合計。  
※運行欠損を、県・市の補助金で負担（一部委託料あり）。  
※県補助額はいずれも見込額。

路線バス等維持財源の推移

